○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県宮城郡松島町高城字動伝二無番から同町根廻字音無四番三まで	前	八・一五～三三・三六メートル	〇・二八〇キロメートル
	後	一一・〇九～三六・二一メートル	〇・二八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県宮城郡松島町高城字動伝二無番から同町根廻字音無四番三まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月七日

○関東地方整備局告示第三百八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九号	川崎市川崎区旭町一丁目九番七から同市川崎区旭町一丁目一三番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月八日

○関東地方整備局告示第三百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月七日　関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号七の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ハロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハロ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ハロ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
ハロ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ハロ　川越支店　埼玉県川越市脇田本町十三番地二十二
ハロ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
ハロ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ハロ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ヌリチトヘホニハロ　千葉県柏市東上町八番二十五号
ヌリチトヘホニハロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ヌリチトヘホニハロ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ヌリチトヘホニハロ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ヌリチトヘホニハロ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
ヌリチトヘホニハロ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヌリチトヘホニハロ　川越支店　埼玉県川越市脇田本町十三番地二十二
ヌリチトヘホニハロ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
ヌリチトヘホニハロ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ヌリチトヘホニハロ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号」

を

「イ　柏本部　千葉県柏市東上町八番二十五号
ハロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ハロ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ハロ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
ハロ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ハロ　川越支店　埼玉県川越市脇田本町十三番地二十二
ハロ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
ハロ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ハロ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号
ヌリチトヘホニハロ　千葉県柏市東上町八番二十五号
ヌリチトヘホニハロ　千葉支店　千葉県千葉市中央区千葉港二番一号
ヌリチトヘホニハロ　船橋支店　千葉県船橋市葛飾町二丁目三百四十番地
ヌリチトヘホニハロ　大宮本部　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四百十二番地三
ヌリチトヘホニハロ　秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二十一番五号
ヌリチトヘホニハロ　越谷支店　埼玉県越谷市南越谷四丁目十一番地一
ヌリチトヘホニハロ　川越支店　埼玉県川越市脇田本町十三番地二十二
ヌリチトヘホニハロ　国分寺支店　東京都国分寺市南町三丁目八番十四号
ヌリチトヘホニハロ　横浜本部　神奈川県横浜市中区山下町二十二番地
ヌリチトヘホニハロ　大和支店　神奈川県大和市中央二丁目二番八号」

に改める。

○北陸地方整備局告示第八十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十月七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

一　登録番号

北陸地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　富山県建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	森川　順子
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十三年九月十五日

○北陸地方整備局告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第三項の規定により一般国道の災害復旧工事を本整備局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月七日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
二百五十二号	福島県大沼郡金山町大字大塩字上中山から同町大字横田字浜子まで	災害復旧	平成二十三年十月七日

○中国地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号（広島岩国道路）

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
廿日市市大野字戸石川二〇六番八地内	前	二九・六五～三六・八八メートル	〇・〇二三キロメートル
	後	二二・四七～三六・八八メートル	〇・〇二三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所並びに西日本高速道路株式会社中国支社